



US Topics

October 1, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

複数成果物に関する新しい収益認識ガイダンスについて議論するPwC DataLine
PwCが所有権の減少ガイダンスの適用範囲の明確化案に関する見解を公表
FASBがオルタナティブ投資に関する最終会計基準アップデートを公表
FASBが3つのEITF公開合意案に対するコメントを募集
その他のFASB関連記事
PCAOBが監査基準第5号の初年度適用に関する報告書を公表
AICPAが後発事象に関する解釈指針を公表
金融安定理事会がG20サミットに提出した報告書を公表

■ 複数成果物に関する新しい収益認識ガイダンスについて議論するPwC DataLine

FASBは複数成果物を伴う契約に関する新しいガイダンス、EITF Issue 08-1「複数成果物を伴う売上契約」およびEITF Issue 09-3「ソフトウェア要素を含む特定の売上契約」の公表を承認しました。Issue 08-1は、成果物の販売価格を決定するもう一つの代替案を提供することによって、取引の経済的実態をより良く反映する方法で企業が複数成果物を伴う契約における契約対価を配分することを認めています。また、これによりしばしば収益の早期認識が行われる結果となるでしょう。さらに、契約対価の配分のための残余法は、Issue 08-1の下では今後は認められません。Issue 09-3は有形製品の非ソフトウェア要素と有形製品の特定のソフトウェア要素を既存のソフトウェア収益認識ガイダンスの適用範囲から除外し、その他の有形製品と類似する収益認識が適用されることになりました。また、新しいガイダンスは質的・量的な補足開示を要求しています。

新ガイダンスは2010年6月15日以降に開始する会計年度から適用となります。しかしながら、2009年9月30日に終了する期中期間から早期適用することも認められています。このガイダンスは、新規もしくは重要な修正を行った契約に対して、年度初めから将来に向かって適用もしくは遡及的に適用することが可能です。

DataLine 2009-33において、PwCは、2009年7月にパブリック・コメントの募集が行われた論点概要に含まれていたIssue 08-1およびIssue 09-3のガイダンス案を取り上げました。今般、FASBが新ガイダンスを承認したことから、PwCは最終ガイダンスを反映して再発行するために新たなDataLine 2009-43としてDataLine 2009-33の議論をアップデートし、追加的な洞察を加えました。

▼ CFOdirect NetworkのメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=THUG-7WEK3N&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content&Content Type=Content>

■ PwCが所有権の減少ガイダンスの適用範囲の明確化案に関する見解を公表

PwCは、ASC 810における所有権の減少に関するガイダンスの適用範囲を明確化することを目的とした、最近提案された会計基準アップデート(ASU)に対する全般的な支持を表明したコメントをFASBに提出しました。このASU案は今年8月に公表されてコメント募集が行われたもので、所有権の減少に関する規定が適用される事業体のタイプを明確化

するために ASC 810-10「連結 – 全般」を修正するものです。また、この ASU 案は連結除外に関する開示の補足も提案しています。このコメントレターの中で、PwC は、不動産事業体に関連する取引および持分投資の留保となる所有者との特定の取引について、この ASU 案の適用範囲を明確化することを提言しています。

また、PwC は以下についても提言を行っています。

- 非営利活動に関連して修正された FASB Codification の subtopics の文言について、FAS 164「非営利事業体: 合併および買収」の Codification 後、用語の不一致を残さないためのレビューを行う
- 事業の連結除外における企業の継続的関与の性質についての開示規定案は、他の米国の一般に公正妥当と認められた会計原則 (US GAAP) によって既に要求されている開示内容と重複するものと思われるため、これを廃止する。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、このコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=EDYR-7WBHUE&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

■ FASB がオルタナティブ投資に関する最終会計基準アップデートを公表

FASB により公表された新しい ASU は、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、不動産ファンド、ベンチャー・キャピタル・ファンド、オフショア・ファンド・ベークル、ファンズ・オブ・ファンズ等のオルタナティブ投資の公正価値測定に関する問題に関する追加的ガイダンスを提供しています。ASU 2009-12「公正価値測定および開示 (Topic 820): 1 株当たりの純資産価値 (もしくはその同等物) を計算する特定の事業体に対する投資」は、報告事業体が、特定の条件を満たせば、実務上の便宜としてこれらの投資の公正価値の見積りに 1 株当たりの純資産価値を利用することを認めています。また、測定日における投資家の投資償還能力に関する制限の性質、将来の出資契約、および被投資企業の投資戦略等の、投資の属性を主要な投資カテゴリーごとに開示することも要求しています。

ASU 2009-12 は 2009 年 12 月 15 日より後に終了する期中および年度期間から適用となります。また、早期適用も認められます。

▼ この ASU の全文は以下の FASB ウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FPage%2FSectionPage&cid=1176156316498>

■ FASB が 3 つの EITF 公開合意案に対するコメントを募集

FASB は、FASB の発生問題専門委員会 (EITF) の 9 月 9 日～10 日の会議において、以下の issues について下された公開合意案を含む、以下の 3 つの会計基準アップデート (ASU) を公表しました。

- 資産買収において取得された研究開発資産と発行された条件付対価 (Issue 09-2)
<http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=1175819724132&blobheader=application%2Fpdf>
- 別口座を通じて所有している場合における、過半数所有投資に関する保険契約者の会計処理の検討 (Issue 09-B)
<http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=1175819724149&blobheader=application%2Fpdf>
- 株式および現金のコンポーネントを伴う株主へ分配を含む、株式配当に関する会計処理 (Issue 09-E)

<http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=1175819724115&blobheader=application%2Fpdf>

これらの3つの ASU 案に対するコメント募集は 10 月 26 日まで。

▼ 9 月 9 日～10 日の会議において議論が行われた上記およびその他の Issues の概要については、PwC の EITF Observer をお読みください。CFODirect Network のメンバーは PwC 発行の EITF Observer の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。:

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=EDYR-7VVH5U&ContentType=Content>

■ その他のFASB関連記事

会議の概要: 今週は FASB 会議の開催予定はありません。

次回の公開会議: FASB は 10 月 7 日水曜日に会議を開催予定です。(1) 財務諸表の表示、(2) 組込クレジット・デリバティブの適用除外に関するプロジェクトについて議論が行われる予定です。この会議の詳細については以下の FASB ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FPage%2FSectionPage&cid=1218220079452>

プロジェクトの更新: FASB は以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- リース
<http://www.fasb.org/leases.shtml>
- FAS 157 - 公正価値測定についての開示の改善
http://www.fasb.org/fas157_improving_disclosures_about_fvm.shtml
- 財務諸表の表示
http://www.fasb.org/financial_statement_presentation.shtml
- 金融商品の会計処理
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889654
- 石油およびガスの開示
http://www.fasb.org/oil_and_gas_disclosures.shtml

■ PCAOBが監査基準第5号の初年度適用に関する報告書を公表

PCAOB は監査基準書第 5 号「財務諸表監査と統合される財務報告に係る内部統制の監査」(AS 5)の適用初年度に関する報告書を公表しました。この報告書は、2008 年に実施された米国の 8 大登録済会計事務所による、2007 年度および 2008 年度の財務報告に係る内部統制の監査の 2008 年の PCAOB 検査において多く見られた所見をまとめたものです。また、この報告書は、いくつかの欠陥を指摘する一方で、監査人は、概ね AS 5 を、より重要な監査リスクが存在すると自身が評価した領域について重点的に監査手続を実施するために適用しているという点を強調しています。

▼ この報告書の全文は以下の PCAOB ウェブサイトからご覧いただけます。

http://pcaob.org/News_and_Events/News/2009/09-24.aspx

■ AICPAが後発事象に関する解釈指針を公表

AICPA は後発事象に関する以下の 2 つの技術的実務補助資料(TPA)を新たに公表しました。

- TIS Section 8700.01「AU Section 560 における会計ガイダンスに関する FASB ASC 855 の影響」— この TPA は FASB Codification Topic ASC 855「後発事象」の公表により、今後、非政府(民間)事業体には AU 560 の会計ガイダンスが適用されないことを確認するものです。
- TIS Section 8700.02「後発事象に関する監査人の責任」— この TPA は、AU 560 に基づく後発事象に関する監査人の責任が、ASC 855 の公表によって変更されないことを確認するものです。

▼ これらの TPA の全文は以下の AICPA ウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Practice+Aids+and+Tools/Recently+Issued+Technical+Practice+Aids.htm>

■ 金融安定理事会がG20サミットに提出した報告書を公表

金融安定化フォーラムの後継として 2009 年 4 月に再設立され、国際的な金融の安定性の調整の役割を担う金融安定理事会(FSB)は、ピッツバーグ・サミットにおいて G20 リーダー達に提出された以下の 3 つの報告書を公表しました。

- **金融規制改善のための政策措置** — FSB は現在のような規模の金融危機が繰り返されないようにするために改革が必要とされるいくつかの領域を識別しました。この報告書は 9 つの領域において進行中の以下の重要な改革を識別しています：(1) 銀行のためのグローバル資本フレームワークの強化、(2) グローバルな流動性の健全性向上、(3) 金融システム上、重要な金融機関によってもたらされるモラル・ハザードの削減、(4) 会計基準の強化、(5) 報酬慣行の改善、(6) 金融システム監視の拡大、(7) 店頭(OTC)デリバティブ市場の健全性の強化、(8) 健全な基礎に基づく証券化業務の再開、(9) 国際基準遵守の促進。
http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_090925b.pdf
 - **金融安定強化のためのロンドン・サミット勧告の実施の進展** — 2009 年 4 月のロンドン・サミットにおいて G20 リーダー達は、FSB に対し、透明性および説明責任の強化、健全な規制の拡充、金融市場における信頼性の増進、および国際協力の強化のためのアクション実施の進展を監視することを要請しました。この報告書は 4 月からの進展の概要を提供するものであり、安定した持続可能な経済成長をより良く支え、かつ統制が強化されながらも景気循環増幅効果 (procyclical) でない金融システムの創設のため、既に達成済みの領域およびアクションが進行中である領域が含まれています。
http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_090925a.pdf
 - **健全な報酬慣行に関する FSB 原則のための導入基準** — この報告書は、コーポレート・ガバナンス、給与体系に関するグローバル・スタンダード、および一層の開示および透明性に関する詳細な提案をピッツバーグ・サミットに提出してほしい、という G20 各国の財政担当大臣からの要請に応えたものです。この報告書の提案は、2009 年 4 月に公表された、健全な報酬慣行に関する FSB 原則の遵守強化を目指しています。
http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_090925c.pdf
-

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.